

# 遊漁者の皆様へお知らせ

平成30年は3月1日から3月31日まで

## 岸及び棧橋からの 餌釣りはできません！

遊漁規則を変更し、絶えないトラブルを防止すべく、岸からの餌釣りに対応することになりました。遊漁規則では、岸からの餌釣りに関して、3月1日から4月30日までの間で組合が定め公示する期間において芦ノ湖全域で岸からの餌釣りを禁止するとあります。組合は毎年、解禁前にその年の禁止期間等を定めて、お知らせいたします。

●ボート（及び浮棧橋、棧橋等に係留されたボート）を利用した餌釣りは上記期間も可能とします。

### 【餌釣り禁止区域】 (図1)

期 間	漁 法	禁 止 区 域
3月1日～3月31日	岸及び棧橋からの餌を用いた手釣、竿釣	芦ノ湖全域。 但し裏面に図示した特例区域で、運動機能に障害のある方が遊漁する場合を除く。
3月1日～5月31日	餌を用いた手釣、竿釣	三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端とを結んだ線以西の湖面

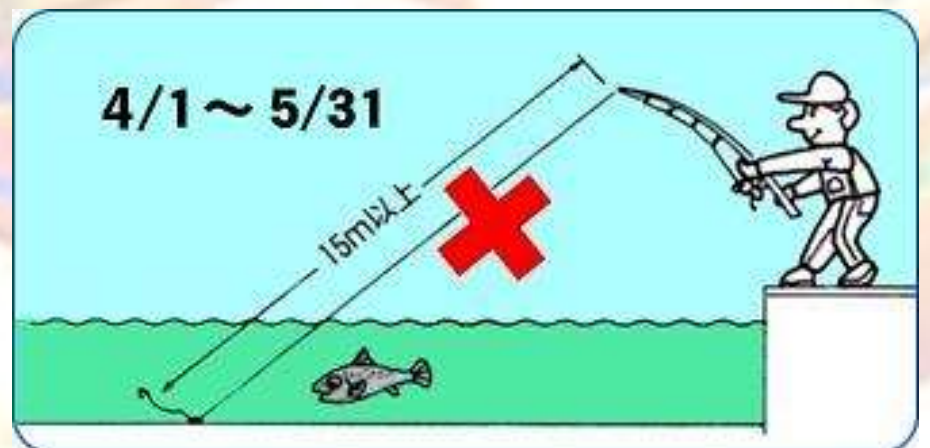
### 【餌釣り仕掛けの規制】 (図2)

期 間	使 用 禁 止
4月1日～5月31日	岸からの餌を用いた手釣、竿釣で竿先から15m以上の仕掛け

(図1)



(図2)



平成30年は、4月1日から岸からの餌釣りが出来ます。

芦之湖漁業協同組合  
<http://www.ashinoko.or.jp>



# 特例エリア

3月1日から4月30日までの期間で組合が定め公示する期間は岸からの餌を用いた釣りは芦ノ湖全域で出来ません。

但し組合が定め公示する（別紙Googleマップを引用した下記地図に示す黄色の両矢印）内の区域で、心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の疾病又は身体機能に障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が認めた者が遊漁する場合を除く。

箱根湾 約48.6メートル  
(黄色両矢印区間)



元箱根湾 約205.2メートル  
(黄色両矢印区間)

